

○厚生労働省告示第五十九号

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十四条の二第二項第八号、第六十四条の三第三項第三号並びに第六十四条の六第二項第二号及び第三項第三号の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則第四十五条の二第二項第九号等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する専修学校又は各種学校を定める告示（昭和五十四年労働省告示第百十二号）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月十九日

厚生労働大臣 加藤 勝信

別表第三中「京都科学技術専門学校 京都府」を

「京都科学技術専門学校 京都府
京都製菓技術専門学校 京都府」
に改める。